

平成17年度知床国立公園知床半島先端部地区作業部会(第3回)

議事概要

平成17年9月26日 13:30～15:00

羅臼町公民館会議室

1. あいさつ 環境省東北北海道地区自然保護事務所長

2. 議事

(1) 知床半島先端部地区「利用の心得」案について

資料1～2:ア「利用の心得」(案)の取り扱い、事務局説明

【質疑応答】

- (座長) ただいま事務局から説明にあったように、「利用の心得」(案)の取り扱いについて、受けとり方の違いにより疑問点が斜里・羅臼町、知床財団より提示され、「資料2「利用の心得」(案)の位置付け等」により扱いを明確にして修正する、とのこと。本会は作業部会であり検討会ではないので自由に意見を出してほしい。今の説明に意見や質問はないか。
- (中易委員) 作業部会の「利用の心得」の取り扱いについて、今まで進めてきた方向が間違ってきたという話だが、今までの「利用の心得」とは別のものを作るつもりか。今まで「利用の心得」(案)として検討してきたのはどうなるのか。それと、別の「利用の心得」の修正案を示すということだが、今度出て来るものは「利用の心得」として位置付けするのか。
- (事務局) 部分的に修正はするが、今までのものを替えるつもりはない。
わかりにくい説明で申し訳ない。今まで議論してきた「利用の心得」(案)は、活用したい。説明の中で話したように、利用調整地区制度の検討を進めて行きたい。利用の調整の制度が動き出すときは議論していただきまめたい。その中で「利用の心得」の大部分が生かせると思う。次回の作業部会で「利用の心得(修正案)」を示していきたい。
- (座長) 「利用の心得」というのはベーシックな問題をPRするもので、その実施計画は別にそれをベースにして作られるものと考えて議論してきた。同じように実施計画はそれをベースにして先に進むものだと思っている人が多いと思う。羅臼町と知床財団でこのような意見が出てきたのは遅いと思う。もっと早く言って欲しかった。直接考えを聞いた方がいいのではないか。
- (知床財団) 「利用の心得」の共通認識がなかった。私たちの考えは、「利用の心得」はあくまでも将来的な利用調整制度地区の指定を最終的なゴールとして見すえ、その下敷きになるものと考えていた。当面「利用の心得」のレベルで整理して、将来的には利用調整地区制度に向けて具体的に整理して行くものと。利用調整地区制度の実施については、法や予算の裏付けが必要になると思う。ルール段階で整理して実行するのは別ではないかと思っていた。議論が進んで行く中で、

「利用の心得」だけを公表して走り始めるのは、ちょっとまずいのではないかという意見に至った。

昭和 59 年の申し合わせは、岬地区は立ち入りを規制する趣旨のものであった。今回の「利用の心得」は逆の方向に取られる。このルールが整備されたら、行っていいように思われるので、法的措置がない状況では危ういという認識を持っている。

(座長) 文言的な整備をすればいいと言うことか。

(知床財団) それだけではない。実際の実施体制が不可欠だ。情報を得たり、レクチャーを受けたり、報告など様々な対応が出てくる。このような業務への対応は厳しいと思っている。何の予算措置もない中で、かつ既存の業務でパンクしている中では非常に厳しい。

(座長) 逆に言うと、このような方向でやるべきだと言うのが決まって、今のような対応が出てくるのではないか。方向性が決まらなると進まない。必要なことが決まって、人数や配置をどうするかという考えではないか。

(羅臼町) 座長の言う通り、実行計画の前の段階と認識していた。しかし、確定・公表は別だと思っていた。これまでは先端部に入るなど言ってきたし、春から実行するとなると入ることへの制限がなくなる。今の状態で「利用の心得」が公表されても現地対応は無理だと思う。前回の作業部会の認識が甘かったが、春から業務をするという認識ではなかった。

(小林委員) 座長の話の通り、この後に実施計画があると思っていたし、そうすべきだと思う。実際の運用は難しいということはわかっている。現場の管理体制が無い中で、これだけで走り出すことは懸念される問題が生じることは想定している。当然その後には実施計画があるものと思っていたし、それが妥当だと思っている。事務方から出された案の資料 2 の中で、『「利用の調整」を行うとともに「利用の心得」を定め、その普及・指導を図っていく。』とあるが、「利用の調整」と「利用の心得」は表裏一体であり、心得だけを切り出すのは難しい資料 1 の(2)で、『「利用の心得」だけを作成・稼働させるべきではない。』という意見のように、「利用の調整」を含めて行うという答えを期待していた。両方含めて取り組まないと話にならないと思う。別にすると、「利用の調整」の際に心得を作り直さなくては行けない。

(事務局) 確かにそのようにとれると思う。今まで検討してきた「利用の心得」(案)をベースに利用調整地区の指定と合わせ、環境省が作る計画がある。立ち入りを認める基準や注意事項など、具体的な計画を定めることになっている。このレベルでは表裏一体だと思っている。ただし、「利用の心得」は法に基づかず、必ずしも細かい点等では一致しない。

利用調整地区の指定は林野庁と環境省の間で調整している。協議がまとまった段階で利用調整地区に関わる検討をしていただきたい。ただし、基本的な両省庁間の協議が整っていない段階では、そういう前提のもとで出来ることを議論していきたい。基本計画の内容は一体と言うことで、知床財団をはじめ他の方々は、事務局の認識と違っていた。現在林野庁との調整が進んだとの報告は

東京から受けていない。春から利用調整地区を指定して規制する状況ではない。一方、世界遺産に指定されて立ち入る人の増加も想定されるが、今の時点で立ち入る人に示さないといけないメッセージを取りまとめて、来シーズンから広く周知する必要がある。利用促進を呼びかけるものではない。現場において負担がかかる記述は整理していかなくてはならない。その点の意見を聞きながら次回に修正案を示したいと思う。

- (羅臼遊漁船) いつになったら具体的な意見を言えるのか。我々は生活の場においてウトロ側とは環境が違う。早く利用のマナーの具体化をしてほしいをしてほしい。組合もそれにより、ルールを作って行きたい。問題が出てきたと言うことは、ウトロ側と羅臼側とを一体としてルールを作るからだと思う。双方にはそれぞれ違いがある。それぞれの地区で当事者同士が話し合っ詰めることが必要ではないか。
- (座長) 条件が違うのは、実施計画の段階で議論して行くことではないか。これは大筋のことを言っている。すべてではない。次の段階で細かいことを考えたらいい。
- (羅臼遊漁船) 具体的に話し合うのは、これからの作業の中に含まれることでいいか。時間切れと言うことはないですね？
- (座長) 私は、「利用の心得」と言うのは方向性を決めればいいのかと思っっている。次に細かな実施計画を現場の意見を聞いて決めればいい。その点を羅臼町、斜里町、知床財団で指摘してもらったらいいのではないか。
- (中易委員) 環境省に確認してもらいたい。「利用の心得」というのは、基本的な考えであって、具体的に実施するには、もう一ランク下のものが出来ると理解していいのか。はっきりしないまま来たのではないか。
- (事務局) その点については、まず先端部すべてを利用調整地区に指定出来るかわからない。利用調整地区に入ると法的な罰則が適用される。海域等の入らないところは規制が無いのでお願いということになる。その部分で「利用の心得」は大事な部分もある。このような場で合意を得られる「利用の心得」(案)が出来れば、環境省としてお願いしてゆく。「利用の心得」の中には法的な根拠を持って実施計画まで具体化するものもあれば、対象外地区ではお願いとして盛り込まれて行く。そこがわかりにくい原因だと思う。
- (中易委員) 利用調整区域というのは、法律が動かなければ実施計画も出来ないのはわかった。ただ、ここに書いてある「利用の心得」は、お願いベースを含めて入っている。お願いベースについても具体的に実施計画段階のようなものを決めて行くのか。
- (事務局) 利用調整区域の対象外については具体化することはない。「利用の心得」(案)をまとめて、それをもとに利用調整区域の場所については、実施計画レベルの詰めをする。それ以外については、「利用の心得」レベルでお願いをして行く。
- (中易委員) 今の話だが、基本計画と「利用の心得」があっ、その下を作るのかどうか、どこが実行ベースになるのか。そこの認識が重要だ。利用調整区域に入るか入らないかで、どこが実施計画になるのか明確にしておかないと同じようなことになる。
- (座長) 今までのところは、斜里町と羅臼町、知床財団の意見について話が出てきた

が、一般の意見も組み込まなくてはならないので、それを説明してからまた意見をしてもらった方がいい。

(北海道森林管理局) どこが実施団体になるかをはっきりさせる必要があるのではないか。

(事務局) 色々な関係者が関わっている。それぞれの箇所で実施団体を明記したほうがいいということか。

(北海道森林管理局) 心得の骨子と実行に係る部分の色分けをした方がよい。

(事務局) この利用計画の実施については、環境省は限られている。いろいろな方々が、この流れに沿って協力・実行していただきたいのが私たちの考えだ。

(中易委員) 、基本的なことを書き込み、どのように実行するか。色分けをして骨子の部分と実行の部分に分けて議論した方がいい。

(座長) 意見としてうけたまわる。資料の一般の意見を聞いた上でもう一度議論したい。

資料3～4:イ「利用の心得」(案)に対する一般意見等の概要、事務局説明

(座長) このように意見が述べられているが、含めて意見をお願いします。

(小林委員) 「利用の調整」という意味と「利用調整地区の導入」は、一致している認識ではない。「利用の心得」は、自発的に守ってもらうルールであると考え、利用の調整を利用調整地区制度の導入というだけで議論していいのか。先端部を議論しただけでいいのか。考え方を整理したほうがいい。

(事務局) 先端部地区がすべて利用調整地区ではなく、また、中央部地区でも導入を図っている。先端部地区は可能性があり、もっとも適当な場所である。

(羅臼町) 先端部地区の申し合わせ事項は、どこまで生かすのか。申し合わせ事項が誘導の部分であるわけで、利用調整区域に指定出来ないことが続くとしたら、改めて申し合わせ事項を作り直すのか、取り合わせについて確認したい。

(事務局) 利用調整区域の制度が導入されたら法的な規制が出来る。申し合わせは海を使って先端部地区に立ち入る場合を認めないことが中心だ。自然公園法による利用調整地区の規制だけで申し合わせを代替出来るわけではない。この申し合わせをどのようにするのか検討する。

(座長) 他には無いですか。説明の中でシマフクロウの巣から300m近づかないでくれと言う意見があったが、数字を出すのは難しいと言う意見のほうがいいかもしれない。「利用の心得」(案)には、斜里町や羅臼町、知床財団など、今の体制ではカバーするには難しいと言う意見がある。今決めるには難しいことや、数字を出すことなど、修正し次の時に出すことでいいか。

作業部会としてはこれで終わりますが、その他の議案は何かないか。

(事務局) ありません。

(羅臼遊漁船組合) 簡単な意見ですが、「利用の心得」は、管理者側の規制を多くしようというものだと思う。たとえば、森林監視人という者を入口と出口に置けば、人が少なくすむのではないか。

(事務局) 実施計画を考える上で、そういうことも含めて考えたほうがいいかもしれない。斜里町と羅臼町、知床財団の方々と具体的に話し合い、修正して、できれば年内

にも案を出したいと思う。

(座長)

では、年内に次の作業部会を行うということで終了する。